

令和8年度

住宅用

高崎市太陽光発電システム導入補助金

～申請の手引き～

地球温暖化対策の推進及び再生可能エネルギーの普及促進を図ることを目的として、  
住宅用太陽光発電システムを設置した方に補助金を交付します。

**【申請開始日】 令和8年7月1日(水)**

**※申請が予算額に達した時点で受付は終了となります。**

問い合わせ・申請書提出先

〒370-8501

高崎市高松町35番地1

高崎市 環境部 環境政策課

地球温暖化対策担当（市役所2階 37番窓口）

電話 027-321-1251（直通）

< 目 次 >

1.	補助対象者	1
2.	対象となる太陽光発電システム	1
3.	補助の対象とならないもの	1
4.	申請の受付期間	2
5.	提出期限	2
6.	申請の流れ	3
7.	補助金交付額	3
8.	申請方法	4
	提出書類	5
9.	補助金交付決定・請求書の提出	9
10.	補助金交付決定の取消・補助金の返還	9
11.	その他	9
12.	よくある質問	10

様式の記載例

・補助金交付申請書兼実績報告書（兼委任状）（様式第1号）	14
・システム概要書（様式第2号）	15
・補助金請求書（様式第5号）	16
・領収書内訳書	17

## 1. 補助対象者

補助の対象となる方は、次の条件を**すべて満たす**方です。

- (1) 自ら居住する高崎市内の住宅に太陽光発電システムを新たに設置または市内の太陽光発電システム(系統連系していないものに限る)付きの住宅を購入し、自ら電力会社と電力受電契約を結び、かつ、余剰電力の買取契約を結ぶ方
- (2) 市税を滞納していない方
- (3) **令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に**、電力会社と初めて太陽光発電システムに係る系統連系を開始し、かつ、補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)(添付書類を含む)を期限内(2ページ参照)に提出できる方
- (4) 過去に本市の太陽光発電システム導入補助金の交付決定を受けていない方
- (5) 太陽光発電システムの設置費用を負担する方
- (6) 完納証明書(7ページ参照)に記載される住所が(1)の住宅の所在地と一致する方

## 2. 対象となる太陽光発電システム

補助の対象となるシステムは、次の条件を**すべて満たす**ものです。

- (1) **市内の自宅や店舗等併用住宅に、再生可能エネルギー発電事業計画「太陽光発電設備(10kW未満)」の認定を受けた住宅用太陽光発電システムを設置していること**  
=固定価格買取制度(FIT制度)によるもの  
全量売電や全量自家消費など、固定価格買取制度によらないものは対象外
- (2) 日本産業規格等に適合していること
- (3) 未使用品であること(中古品は対象外)
- (4) 電力会社と初めて太陽光発電システムにかかる受電契約を締結していること
- (5) 低圧系統と逆潮流有りで連系していること

## 3. 補助の対象とならないもの

次のいずれかに該当する場合、補助金の交付を受けることができません。

- (1) 太陽光発電システムを増設・付替えをする場合
- (2) 法人の場合
- (3) 自ら居住する住宅に電力を供給する目的以外で太陽光発電システムを設置する場合
- (4) 賃借、販売等営利目的で太陽光発電システムを設置する場合
- (5) いわゆる「屋根貸し」等に該当する、全量買取制度の適用を受ける場合
- (6) 申請時点で予算額に達していた場合
- (7) 系統連系開始前に申請をしようとする場合
- (8) **太陽光発電システムの設置費用を負担していない場合**

例：キャンペーン等により、**無料**で太陽光発電システムを設置した場合は補助の対象外です。

## 4. 申請の受付期間

申請期間：令和8年7月1日（水）～令和9年3月31日（水）

ただし、申請が予算額に達した時点で受付は終了となります。 **予算額：900万円**

- ・ 申請受付期間内に、環境政策課（市役所2階37番窓口）へ持参または郵便・信書便により提出してください。期間を過ぎた場合は受付できません。
- ・ 窓口受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日・日曜日・祝日等の閉庁日を除く）
- ・ 郵便および信書便による提出は**予算残額が150万円を下回った日※**で締め切り、それ以降は窓口申請のみとなります。

詳細は「8. 申請方法」（4ページ）をご覧ください。

※ 当日消印有効ですが、期限には余裕を持って提出してください。

※ 150万円を下回った日の翌日（翌日が閉庁日の場合、その後の第一開庁日）の消印有効

## 5. 提出期限

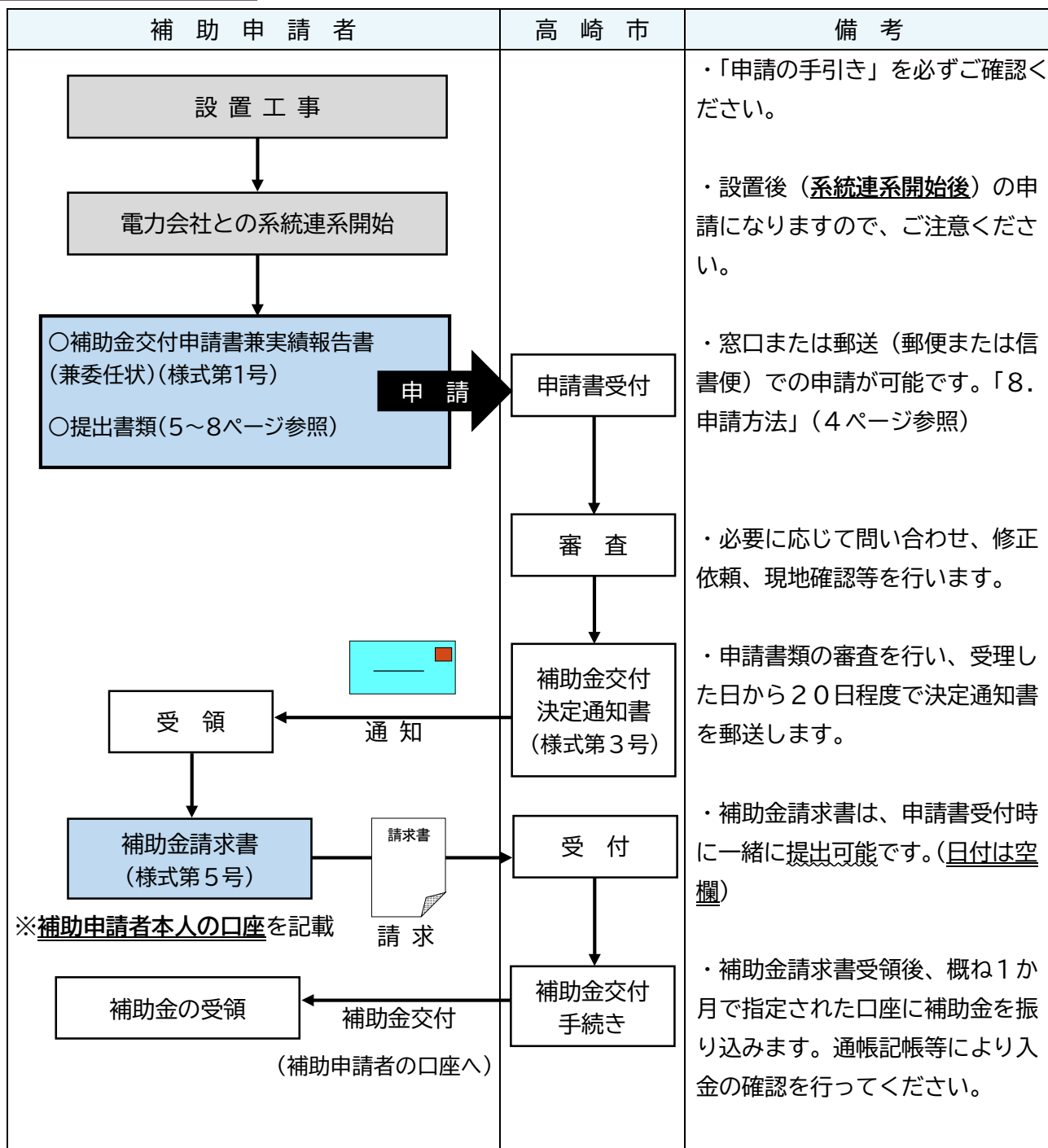
**系統連系日（※）から3か月以内に、必要書類をすべて揃えて申請してください。**

**提出期限を過ぎた場合は受付できません。**

※ 系統連系日とは、「発電者設備の買取起算日」「系統連系開始日」のことです。

- ・ 4～5月に系統連系を開始された方は、申請書類のホームページ掲載が6月以降になる都合上、**令和8年8月31日（月）**を提出期限とします。
- ・ 令和9年1月以降に系統連系を開始された方は、**令和9年3月31日（水）**が期限となります。
- ・ 系統連系日の3か月後が閉庁日の場合、その後の第一開庁日を提出期限とします。
- ・ 不足書類や書類の不備があった場合、受理はできません。  
提出期限内にすべての書類が不備なく揃った時点で受理となります。

## 6. 申請の流れ



## 7. 補助金交付額

補助金の交付額は、設置する太陽電池モジュールの公称最大出力の値(単位はkWとし、小数点以下第3位切り捨て)に**1kWあたり8千円**を乗じて得た額(千円未満切り捨て)とし、**4万円を上限**とします。

例：太陽電池モジュールの公称最大出力が【4.23kW】の場合、補助額は3万3千円です。

【5.39kW】の場合、補助額は4万円です。

## 8. 申請方法

**電力会社との系統連系開始後3か月以内**（2ページ参照）に補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に提出書類を添えて、市役所2階37番窓口 環境政策課に提出してください。

各支所では申請できませんのでご注意ください。

**申請が予算額に達した時点で受付は終了となります。**

- ・ 予算残額は市ホームページ（※）にてご確認ください。環境政策課（027-321-1251）までお問い合わせください。
- ・ 申請書類は市ホームページ（※）からダウンロードできるほか、環境政策課や各支所市民福祉課の窓口でも配布します。

※【<https://www.city.takasaki.gunma.jp>】⇒【くらし】⇒【自然・環境・公園】⇒【環境】⇒【令和8年度住宅用太陽光発電システム導入補助制度】

- ・ 昨年度以前の申請様式は使用できませんのでご注意ください。



市ホームページ

### ◆窓口申請の場合

補助金申請に係る事務を第三者（本人または同居の家族以外の方）に委任する場合は、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）の「3 委任状」の欄を必ず記入してください。

### ◆郵送申請の場合

郵送申請は、**予算残額が150万円を下回った日※**で締め切り、それ以降の受付は窓口申請のみとなります。

- ※ 当日消印有効ですが、期限には余裕をもって提出してください。
- ※ 予算残額が150万円を下回った日の翌日（翌日が閉庁日の場合、その後の第一開庁日）の消印有効です。
- ・ 必ず配達記録の残るもの（郵便局による特定記録付き、または総務省に認可を受けた民間事業者が行う書留サービスが付加された信書便、その他配達記録が残る信書便）でお送りください。
- ・ 申請書は、郵便法の「信書」に該当します。一般的なメール便・宅配便では送付しないでください。
- ・ 封筒の表に『太陽光補助金申請書類在中』と朱書きしてください。

### ◆書類作成にあたっての注意事項

記入方法	すべて黒インク、または黒ボールペンで記入してください。 ※鉛筆、消せるボールペン等は使用不可
記載内容の訂正	訂正箇所の上に二重線を引き、訂正内容を記入してください。（押印不要） 修正液・修正テープ・砂消しゴム等では訂正しないでください。
金額の訂正不可	補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）・補助金請求書（様式第5号）の <b>金額の訂正はできません</b> 。お手数ですが新たな用紙に記入し直してください。
補助申請者の一致	補助申請者について、次のとおり <b>すべて一致</b> していることを確認してください。 補助申請者＝完納証明書＝工事請負契約者＝発電者＝領収書の宛名＝システム概要書の宛名＝振込口座の名義＝その他書類

◆ 提出書類【(1)～(9)はすべて提出、(10)は必要に応じて提出してください。】

※書類に不備がある場合、すべての書類が揃うまで受理できませんのでご注意ください。

※FAXおよび電子メールによる書類の提出はできません。

(1) 補助金交付申請書兼実績報告書(兼委任状)(様式第1号)

記載例(14ページ)を参考に必要事項を記入してください。

- ・右上の申請日欄は、**空欄**で提出してください。
- ・補助金申請に係る事務を第三者(本人または同居の家族以外の方)に委任する場合は、「3 委任状」の欄を必ず記入してください。

(2) 工事請負(売買)契約書の写し

契約者は、補助申請者本人に限られます(本人を含む共有名義可)。

補助申請者本人と工事請負業者の両者の記載があり、**印紙税法に則った収入印紙の貼付及び消印がされたもの**を提出してください。※印紙の取扱いは、国税庁のホームページ等をご参照ください。

- ・工事請負(売買)契約書の写しがない場合、**原則として、注文請書と工事請負業者等が保有する注文書の両方の写しが必要です。**
- ・**変更契約がある場合、原契約書の写し及び変更契約書の写しの両方を添付してください。**
- ・契約書で太陽光発電システムの購入が確認できない場合、付属書類(内訳書や見積書の写し等)を添付してください。
- ・電子契約の場合、「合意締結証明書」等の電子契約であることが分かる書類の添付が必要です。
- ・分合筆等の登記により完納証明書に記載されている住所と契約書に記載されている設置場所が異なる場合、法務局発行の土地の登記事項証明書の写し(必要に応じて公図)を提出してください。
- ・登記以外の理由で完納証明書に記載の住所と契約書に記載の設置場所が異なる場合、書類(住居表示証明書、底地証明書、仮換地重ね図等)の提出を求めることがあります。

(3) 太陽光発電システム設置費に係る領収書の写し

補助申請者が補助対象経費を支払っていることが確認できるものがが必要です。**印紙税法に則った収入印紙の貼付及び消印がされたもの**を提出してください。なお、電子領収書は印紙が不要となるため、「この領収書は電子領収書のため印紙不要である」旨を領収書に明記してください。

- ・領収書記載の金額に太陽光発電システム設置費以外の経費が含まれている場合、次の①または②の方法により、太陽光発電システムの補助対象経費が確認できるように対応をお願いします。

① 領収書の但し書き欄に補助対象経費を明記する。

② ①ができない場合、「領収書内訳書」(17ページ参照)を作成し、領収書と共に提出してください。

**ただし、領収書内訳書については次の(イ)(ロ)(ハ)の内容をすべて満たすこと。**

(イ) 高崎市長宛に作成されたもの

(ロ) 領収書発行者が作成したもの(領収書に記載されている法人と同一法人であれば、事業所、営業所等の作成でも可)

(ハ) 対応する領収書を特定できるように発行された日付、宛名(補助申請者)等を明記したもの

※ **値引きがある場合、領収書内訳書には値引き後の金額を記入してください。**

※ **領収書内訳書の金額に蓄電池に関する経費は含めないでください。**

#### (4) システム概要書（様式第2号）

記載例（15ページ）を参考に必要事項を記入してください。

- ・電気工事請負会社など、工事請負契約書に記載されていない法人が作成する場合、様式下部の欄に契約者との関係性を記載してください。
- ・「公称最大出力の合計値」欄の数字(単位はkW、小数点以下第3位切り捨て)を、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）の「2 申請内容」に転記してください。

#### (5) 電力会社との接続契約を締結したことを証する書類の写し

- ・「接続契約のご案内」の写しを提出してください。

東京電力パワーグリッド株式会社から発行される書類です。受給契約の申込み手続きを行った電気工事店等から受領してください。「特定契約のご案内」と間違えないように注意してください。

#### (6) 電力受給契約に基づく系統連系日を証する書類の写し

**系統連系日とは、「発電者設備の買取起算日」「系統連系開始日」のことです。**

- ・東京電力パワーグリッド株式会社から発行される、次の①、②いずれかの書類を提出してください。

※(5)の「接続契約のご案内」と受電地点特定番号が一致しているものをご用意ください。

##### ① Web申込システム「工程照会」をプリントアウトしたもの

発電者名義、発電場所、系統連系開始日、受電地点特定番号が記載されているものを、受給契約申込み手続きを行った電気工事店等から受領してください。

##### ② 「購入電力量のお知らせ」をプリントアウトしたもの

契約名義、契約住所、設備出力、買取起算日、受電地点特定番号が記載されているものを提出してください。

※補助申請者がWebページ「購入実績お知らせサービス」にログインし、「～購入電力量のお知らせ～」の「発電者情報・購入実績・発電設備情報」が記載されているページから入手可能です。

※最初の検針日以降でないと、必要な情報が反映されないことがあります。

#### (7) 太陽光発電システムの設置がわかるカラー写真及び太陽電池モジュールの割付図

①～③の写真（カラー写真またはカラー印刷）と④太陽電池モジュールの割付図を提出してください。

##### ①太陽電池モジュール設置後の建物の全景写真

（屋根や外壁が確認でき、建物が特定できるもの。太陽電池モジュールの設置面側から撮影したもの。）

※ 住居以外に太陽電池モジュールを設置した場合、次の（イ）（ロ）も提出してください。

（イ）発電した電力の引き込み先の住居の全景写真

（ロ）発電した電力の引き込み先の住居と太陽電池モジュールを設置した建物との位置関係がわかる図面（8ページ参照）

##### ②太陽電池モジュールの設置写真（すべての枚数が明確に確認できる写真を撮影してください）

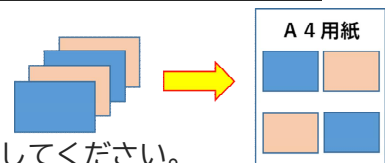
設置面が複数ある場合、それぞれ撮影してください。

##### ③パワーコンディショナーの全景写真（複数台設置されている場合、すべて撮影してください。）

##### 写真の提出方法

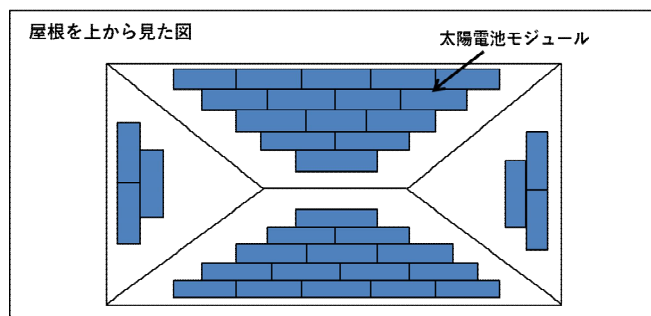
写真データの場合、A4用紙にカラー印刷して提出してください。

現像した写真を提出する場合、図のようにA4用紙に貼り付けて提出してください。



#### ④太陽電池モジュールの割付図（下図参照）

写真と併せて太陽電池モジュールの枚数を確認します。メーカー等で作成してもらえない場合、手書きで作成してください。



#### (8) 市税等について滞納額がない証明（完納証明等）

市役所2階32番窓口 資産税課、各支所税務課、各市民サービスセンターで取得可能です。

次の①～④をすべて満たす証明書（原本に限る）をご提出ください。

- ① 高崎市が発行するもの。
- ② 補助申請者のもの（連名での契約の場合、補助申請者以外のは不要）。
- ③ 証明書に記載される住所が、補助金申請書の住所と一致しているもの。
- ④ 発行日から3か月以内のもの。

税務証明交付申請書の納税証明の「完納証明」を1通取得してください。

実際の証明書には、「完納証明書」と記載されています。

【転入者の方】他の自治体から高崎市へ転入した方でも、取得可能です。転入前の自治体の証明書を取得する必要はありません。

※完納証明書は申請から交付までに期日を要するケースもあります。日数に余裕をもって申請してください。

#### (9) 太陽光発電システム設置場所の案内図

住宅地図等による案内図に、補助申請者の氏名・住所を記載してください。

- ・ 設置場所へ確実に到着できるものを提出してください。住宅の位置に目印を付けただけの案内図や、設置場所に到着するまでの道路や目印の記載が無いものは受理できません。
- ・ 目標物（学校や公民館、郵便局等）や主要道路、近隣の住宅や店舗が並んでいる位置関係が分かるものとしてください。1枚で明確に分からない場合、縮尺の違うものを複数枚組み合わせたものを提出してください。
- ・ 分譲地の場合、土地の区画割りが分かるように正確な場所を示してください。

## (10) その他市長が必要と認める書類

必要に応じて下記以外にも書類の提出を求める場合があります。

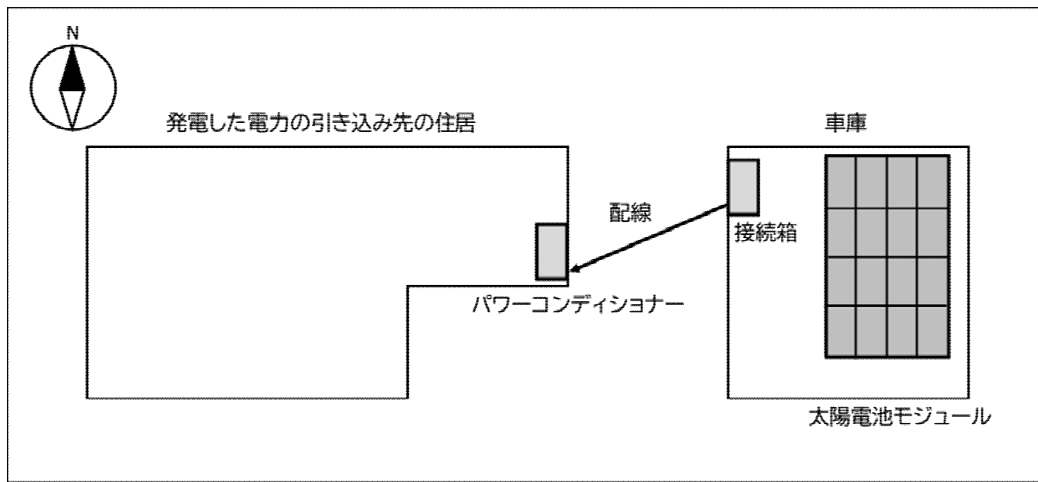
### ① 太陽電池モジュールの公称最大出力が10kW以上の場合

「再生可能エネルギー発電事業計画の認定について（通知）」の写しを提出してください。

### ② 住居以外に太陽電池モジュールを設置した場合

太陽電池モジュールを設置した建物（車庫の屋根など）から住居に配線が繋がっている様子が分かる配線図（下図参照）を提出してください。

発電した電力の引き込み先の住居、太陽電池モジュールを設置した建物、太陽電池モジュール、パワーコンディショナー、配線などを記載してください。



## 9. 補助金交付決定・請求書の提出

提出書類の審査及び必要な調査を行い、適当と認められたときは、『補助金交付決定通知書』（様式第3号）を補助申請者本人に送付します。代理人には通知いたしません。

補助金の交付決定を受けた方（以下「補助事業者」という。）は、記載例（16ページ）を参照のうえ、すみやかに補助金請求書（様式第5号）を提出してください。

**※振込先の指定は、補助事業者本人の口座のみとなります。**

- ・ 不備のない書類の場合、申請から概ね20日程度で補助金交付決定通知書（様式第3号）を郵送いたします。
- ・ 補助金請求書（様式第5号）は、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）と一緒に事前提出できますが、**日付は必ず空欄**で提出してください。
- ・ 補助金請求書（様式第5号）を提出後、概ね1か月で指定された**補助事業者の口座**へ振り込みますので、通帳記帳等により入金の確認を行ってください。
- ・ 補助金を交付しないことを決定したときは、『補助金不交付決定通知書』（様式第4号）を郵送いたします。

## 10. 補助金交付決定の取消・補助金の返還

- ・ 虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたときや高崎市太陽光発電システム導入補助金要綱に違反したときは、交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。
- ・ また、既に補助金を交付しているときは、補助金の全部または一部の返還を求めることがあります。

## 11. その他

- ・ 申請に関する事務手続きを第三者に委任したことによるトラブル等については、市は一切責任を負いません。
- ・ 補助申請者や補助事業者には、市が取り組んでいる太陽光発電などの再生可能エネルギーに関する調査等にご協力いただくことがあります。
- ・ 太陽光発電システムを設置する際に、悪質なセールスなどによるトラブルが発生しています。トラブルを避けるためには、費用について複数の見積りを取って比較することも重要です。また、太陽電池の種類やメーカーによって特徴がありますので、設置規模、設置面積等の条件も勘案して、慎重に検討してください。
- ・ 原則、提出された書類は返却しませんので、提出書類の控えが必要な場合は各自で作成・保存してください。

## 12. よくある質問

### ◆ 制度全般

質問	回答
支所で補助金交付申請書兼実績報告書等を提出できますか？	提出先は、市役所本庁舎環境政策課（2階37番窓口）です。各支所では提出できません。
申請書類は、支所でも入手できますか？	申請書類は、環境政策課や各支所市民福祉課の窓口で配布します。また、市ホームページ（※）からダウンロードも可能です。 ※【 <a href="https://www.city.takasaki.gunma.jp">https://www.city.takasaki.gunma.jp</a> 】⇒【暮らし】⇒【自然・環境・公園】⇒【環境】⇒【令和8年度住宅用太陽光発電システム導入補助制度】
申請受付期間外に補助金交付申請書兼実績報告書等の提出はできますか？	申請受付期間外に受付することはできません。受付期間は「4. 申請の受付期間」（2ページ）をご覧ください。
郵送による提出はできますか？	郵送申請は、予算残額が150万円を下回った日で締め切り、それ以降の受付は窓口申請のみとなります。詳しくは「8. 申請方法」（4ページ）をご覧ください。
郵送の場合、消印有効とありますが、期限最終日でも消印有効ですか？	消印有効ですが、不備があった場合は申請期限後の不足書類の提出はできないため、申請期限には余裕をもって提出してください。
予算残額はどこで確認できますか？	予算残額は市ホームページ（※）に掲載しています。もしくは電話で環境政策課（027-321-1251）にお問い合わせください。 ※【 <a href="https://www.city.takasaki.gunma.jp">https://www.city.takasaki.gunma.jp</a> 】⇒【暮らし】⇒【自然・環境・公園】⇒【環境】⇒【令和8年度住宅用太陽光発電システム導入補助制度】
不足書類がありました。それ以外の申請書類を先に受付することはできますか？	申請書類がすべて揃うまで受付することはできません。
現地確認は行いますか？	必要に応じて現地確認を行います。

◆ 補助対象者

質問	回答
新築住宅に太陽光発電システムを設置した場合、補助対象となりますか？	新築・既築ともに対象となります。
工事請負業者が高崎市外の業者の場合、補助対象となりますか？	補助対象です。
自身が所有するアパートに太陽光発電システムを設置した場合は補助対象になりますか？	自ら居住する住宅で電力を使用する場合は対象となるため、補助対象外です。
ハウスメーカーのキャンペーンで、無料で太陽光発電システムを設置することができました。この場合も補助対象になりますか？	無料で太陽光発電システムを設置した場合は補助対象外です。
住居以外の建物（車庫の屋根など）へ太陽光発電システムを設置する場合、補助対象となりますか？	住居以外の建物（車庫の屋根など）に設置する場合、発電した電力を自ら居住する住宅に引き込み使用するとき、対象となります。 補助金申請の際、以下の書類をすべて提出してください。 ・太陽電池モジュールを設置した建物の全景写真 ・発電した電力の引き込み先の住居の全景写真 ・発電した電力の引き込み先の住居と太陽電池モジュールを設置した建物の位置関係がわかる図面（8ページ参照）
補助金申請者と発電者（工事契約者、代金支払者）が違う場合、補助金の対象となりますか？	対象外です。補助金申請者、発電者、工事契約者、代金支払者は、「すべて同一の個人」でなければなりません。
増設は対象となりますか？	対象外です。
太陽光発電システム付のモデルハウスとして使用した後にお客様に販売する予定ですが、その場合、補助金の対象となりますか？	対象外です。ただし、太陽光発電システムが未使用（系統連系を開始していない状態）で、お客様が自ら電力会社と電力受電契約を結びかつ余剰電力の買取契約を結ぶ場合は補助対象となります。
非FITでも対象になりますか？	対象外です。

◆ 補助金交付申請書兼実績報告書及び提出書類

質問	回答
補助金申請時に契約書の写しを提出しますが、契約書に太陽光発電システムに関する記載がありません。どのような書類が必要ですか？	契約書に記載がない場合、契約書に付属する内訳書や見積書など太陽光発電システムが含まれていることが分かる書類を添付し提出してください。
工事請負契約書の契約者が連名（共有名義）ですが、補助対象となりますか？	補助対象です。ただし、補助申請者について次のとおりすべて一致していることを確認してください。 補助申請者＝完納証明書＝工事請負契約者＝発電者＝領収書の宛名＝システム概要書の宛名＝振込口座の名義＝その他書類
注文請書しかないのですが、注文書も必要ですか？	工事請負（売買）契約書の写しがない場合、原則として、注文請書と工事請負業者等が保有する注文書の両方の写しが必要です。
領収書を頭金、中間金、最終金など、数回に分けて支払う場合、領収書は3枚とも必要ですか？	太陽光発電システムの補助対象経費を支払ったときの領収書を提出してください。ただし、領収書で太陽光発電システムの補助対象経費の支払いが確認できない場合、領収書内訳書（17ページ参照）を併せて提出してください。
銀行振込みにより太陽光発電システム設置費用を支払ったので、領収書が手元にありません。	領収書は必須です。工事請負業者等に発行を依頼してください。
システム概要書は、契約者以外の法人が作成してもよろしいですか？	電気工事請負会社など工事請負契約書に記載されていない法人がシステム概要書を作成する場合は、契約者との関係性を記載してください。（15ページ参照）
提出書類の「(5) 電力会社との接続契約を締結したことを証する書類の写し」、「(6) 電力受給契約に基づく系統連系日を証する書類の写し」とは何ですか？	東京電力パワーグリッド株式会社から発行される書類です。 受給契約の申込み手続きを行った電気工事店等から受領してください。なお、(6)のうち「購入実績お知らせサービス」は補助申請者がWebページにログインして入手可能です。 詳細は「◆提出書類(5)、(6)」(6ページ)を参照してください。
太陽電池モジュールのすべての枚数を撮影することが難しい場合、どうすればよいですか。	太陽電池モジュールの写真は必須のため、提出をお願いします。太陽電池モジュールの設置状況、枚数が確認できれば設置工事中の写真でも大丈夫です。

質問	回答
<p>他の自治体から高崎市へ転入しました。「完納証明書」は、高崎市に税金を納めていなくても発行できますか？</p>	<p>転入等により高崎市に税金を納めていない場合であっても、発行可能です。高崎市が発行する「完納証明書」を取得してください。</p> <p>完納証明書は申請から交付までに期日を要するケースもあります。日数に余裕をもって申請してください。</p> <p>証明書の発行手続き等に関しては、市役所資産税課（027-321-1217）へお問い合わせください。</p>
<p>土地の登記事項証明書の写しは、どのような場合に提出するのですか？ また、なぜ提出するのですか？</p>	<p>分筆前の地番で契約した場合など、契約書の内容と現在の住所（地番）が異なる場合は、現在の住所（地番）が契約書の内容と同一の土地であることが分かるように、法務局発行の土地の登記事項証明書の写しを提出してください。</p> <p>必要に応じて公図も提出していただく場合があります。</p> <p>住居表示地区や区画整理地区の場合、住居表示証明書、底地証明書、仮換地重ね図等を提出していただく場合があります。</p>

◆ その他

質問	回答
<p>補助金交付申請書兼実績報告書を提出しましたが、不備がありました。FAXや電子メールで不足書類を提出できますか？</p>	<p>FAXおよび電子メールによる書類の提出はできません。</p>
<p>請求書の口座名義人は、補助申請者と別の名前でも受付できますか？</p>	<p>振込先の指定は補助申請者本人の口座のみとなります。</p>

# 記載例

年 月 日

(宛先) 高崎市長

空欄で提出してください。

高崎市太陽光発

高崎市太陽光発電システム導入補

**補助申請者は太陽光発電システムの工事請負契約者です。**

1 補助申請者

住 所	〒370-8501	高崎市高松町 123
ふりがな	たかさき たろう	
氏 名	高崎 太郎	電

「その他」欄には、店舗併用住宅、倉庫・納屋・地面等が該当します。  
【住宅以外に設置した場合】添付書類が必要です。  
(8ページ(10)②参照)

2 申請内容 **※金額の訂正はできません。**

太陽電池の設置場所	<input checked="" type="checkbox"/> 新築住宅 <input type="checkbox"/> 既築住宅 <input type="checkbox"/> 車庫 <input type="checkbox"/> その他 ( )												
電力会社との系統連系開始日	(西暦) 20XX 年 7 月 16 日 ←基本的に3か月後が申請期限です。												
太陽電池の公称最大出力	補助金交付申請額 (上限4万円)	蓄電池設置の有無および設置容量											
<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 30px; height: 30px; text-align: center;">3</td><td style="width: 10px;">.</td><td style="width: 30px; height: 30px; text-align: center;">6</td><td style="width: 10px;">2</td></tr> </table> kW	3	.	6	2	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 30px; height: 30px; text-align: center;">2</td><td style="width: 10px;">8</td></tr> </table> ,000円	2	8	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse; margin-left: 10px;"> <tr><td style="width: 30px; height: 30px; text-align: center;">3</td><td style="width: 10px;">.</td><td style="width: 30px; height: 30px; text-align: center;">5</td><td style="width: 10px;">7</td></tr> </table> kWh		3	.	5	7
3	.	6	2										
2	8												
3	.	5	7										
※小数点以下第3位切り捨て		※1,000円未満切り捨て											

3 委任 電力会社が発行する「電力受給契約に基づく系統連系日を証する書類」に記載されている系統連系開始日を記入してください。(6ページ(6)参照) (に関する全ての

住 所	〒370-8501	高崎市高松町 456
会社	10.0kW 以上の場合、「再生可能エネルギー発電事業計画の認定について(通知)」が必要です。	代表者※
担当者	高崎 二郎	連絡先
		027-000-0000

※代表者とは、申請手続きを代理する会社(営業所)の代表者を指します。

4 申請時に必要となる関係書類

※申請の手引きを参照の上、添付資料が揃っているかを  (左側) にチェック

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	工事請負契約書の写し (太陽光発電システムに係る記載がある)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	太陽光発電システム設置費に係る領収書の写し	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	システム概要書 (様式第2号)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	電力会社との接続契約を終結したことを証する書類の写し	/ 届出 (郵送・窓口)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>申請に必要な書類です。</b> 内容を確認し、チェックを入れて提出してください。  <b>※領収書内訳書はチェック欄を設けておりませんが、該当する場合、必ず提出してください。</b>	請求書 (有・無)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		審査および收受
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	太陽光発電システム設置場所の案内図	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他市長が必要と認める書類	

蓄電池設置の有無について  
有に○を付けた方は設置容量の記入をお願いします。  
高崎市内の蓄電池設置状況の把握のため、ご記入をお願いいたします。書類審査には影響ありません。



# 記載例

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

空欄で提出してください。

（宛先）高崎市長

住 所 高崎市高松町 123  
氏 名 高崎 太郎

押印不要

## 補助金請求書

高崎市太陽光発電システム導入補助金につきまして、下記のとおり請求します。

記

※金額の訂正はできません。

1 補助金請求額

金 \* \* , 000円

補助金交付申請額を記入してください。

2 補助金振込先

※補助申請者本人の口座を記入してください。

振込先金融機関	〇〇銀行	
支店名	高 崎	本店・支店・出張所
口座番号	普通口座	0 1 2 3 4 5 6 (7桁)
口座カナ名義	タカサキ タロウ	

\* 口座名義人は、補助事業者と同一人になります。

点線以下は記入不要です。

# 記載例

## 領収書内訳書 (太陽光発電システム)

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付の領収書における 高崎 太郎 様分の住宅用太陽光発電システムに関する領収書内容は、下記のとおりです。

領収書の日付・宛名を記入してください。  
領収書が複数枚にわたる場合は、併記してください。

### 太陽光発電システムに関する工事請負金額

#### 太陽光発電設備

※蓄電池は含めないでください。

○太陽電池モジュール	*, ***, ***	円	⇒①
○付属機器小計	*, ***, ***	円	⇒②
○設置工事費	***, ***	円	⇒③
○消費税	** , ***	円	⇒④
合 計	*, ***, ***	円	

上記の内容は

項 目	内 訳
①太陽電池モジュール	太陽電池モジュール
②付属機器小計	架台、接続箱、パワーコンディショナー（インバータ・保護装置）、直流側開閉器、交流側開閉器（サービスブレーカー）、配線及び配線器具
③設置工事費	設置工事に要する費用
④消費税	上記費用にかかる消費税

値引きがある場合は値引き後の金額を記入してください。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

会社名

押印不要

〇〇建設 株式会社

代表取締役社長 高崎 市郎

契約書及び領収書と同じ事業者となります。